

高知大学医学部附属病院諸料金規則

平成16年4月1日
規則第273号

最終改正 令和6年4月19日規則第2号

(趣旨)

第1条 高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規則によるものとする。

(診療等の料金)

第2条 病院で徴収する診療等の料金は、別表第1に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）及び別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）に定める点数に10円（交通事故に係る療養を自費診療により行った場合は20円）を乗じて得た額（ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額）とする。

2 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について、特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収の都度学長が定める。

(特別室使用料の取扱い)

第3条 入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず、1日分の料金とする。

2 転室した日の特別室使用料は、転入した室の料金とする。

3 患者の希望により、病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室使用料は、当該病室の等級を相当等級に繰り上げた額を基準として、その都度学長が定める。

(診療料等の徴収時期)

第4条 外来患者に係る診療等の料金は原則として当日に徴収し、入院患者に係る診療等の料金は毎月1日から末日までの分を翌月に徴収する。ただし、退院の場合にあっては、

退院までの分を退院時に徴収する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月14日から施行し、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年1月11日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月11日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月13日から施行する。

附 則（平成20年1月22日規則第52号）

この規則は、平成20年1月22日から施行する。

附 則（平成20年4月8日規則第2号）

この規則は、平成20年4月8日から施行する。

附 則（平成20年5月13日規則第5号）

この規則は、平成20年5月13日から施行する。

附 則（平成20年6月10日規則第22号）

この規則は、平成20年6月10日から施行する。

附 則（平成20年9月9日規則第31号）

この規則は、平成20年9月9日から施行する。

附 則（平成20年12月9日規則第44号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年1月13日規則第50号）

この規則は、平成21年1月13日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成21年2月20日規則第61号）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年10月13日規則第30号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月9日規則第66号）

この規則は、平成22年3月9日から施行する。

附 則（平成22年4月13日規則第1号）

この規則は、平成22年4月13日から施行する。

附 則（平成22年6月8日規則第13号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年7月13日規則第24号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成23年9月13日規則第27号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日規則第118号）

この規則は、平成24年3月13日から施行する。

附 則（平成24年5月8日規則第10号）

この規則は、平成24年5月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月12日規則第18号）

この規則は、平成24年6月12日から施行する。

附 則（平成24年12月1日規則第57号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年7月9日規則第29号）

この規則は、平成25年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第82号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日規則第20号）

この規則は、平成26年7月3日から施行する。

附 則（平成26年9月16日規則第31号）

この規則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年9月16日規則第31号）

この規則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年10月14日規則第33号）

この規則は、平成26年10月14日から施行する。

附 則（平成27年1月13日規則第36号）

この規則は、平成27年1月13日から施行する。

附 則（平成27年3月10日規則第108号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）(3)特別室使用料の改正規定は、平成27年3月28日から適用する。

附 則（平成27年5月26日規則第9号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年11月17日規則第47号）

この規則は、平成27年11月17日から施行する。

附 則（平成28年1月12日規則第60号）

この規則は、平成28年1月12日から施行する。

附 則（平成28年2月9日規則第76号）

この規則は、平成28年2月9日から施行する。

附 則（平成28年3月8日規則第131号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日規則第14号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日規則第27号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年1月10日規則第47号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日規則第91号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月13日規則第10号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年9月12日規則第18号）

この規則は、平成29年9月12日から施行する。ただし、別表第1の保険適用外料金に係る規定中先進医療に係る改正については、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日規則第70号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月10日規則第2号）

この規則は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月12日規則第16号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年7月10日規則第29号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年11月13日規則第48号）

この規則は、平成30年11月13日から施行する。

附 則（平成31年1月15日規則第54号）

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成31年3月12日規則第80号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第4号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日規則第18号）

この規則は、令和元年6月13日から施行する。

附 則（令和元年7月18日規則第21号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日規則第33号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月21日規則第36号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第105号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日規則第3号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年9月15日規則第5号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月20日規則第33号）

この規則は、令和3年2月20日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第50号）

この規則は、令和3年3月18日から施行する。ただし、別表第1の保険適用外料金に係る規定中日常生活上のサービスに係る改正については、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月26日規則第5号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日規則第17号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日規則第74号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日規則第13号）

この規則は、令和4年5月30日から施行する。

附 則（令和4年9月22日規則第35号）

この規則は、令和4年9月22日から施行する。

附 則（令和4年8月17日規則第34号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月19日規則第61号）

この規則は、令和4年10月19日から施行する。

附 則（令和4年12月12日規則第65号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日規則第78号）

この規則は、令和5年2月22日から施行する。ただし、別表第1の保険適用外料金に係る規定中「拡大新生児スクリーニング検査」に係る改正については、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月24日規則第10号）

この規則は、令和5年4月24日から施行する。

附 則（令和5年6月21日規則第16号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年7月23日規則第26号）

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和5年8月28日規則第27号）

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年11月20日規則第40号）

この規則は、令和5年11月20日から施行し、令和5年11月1日から適用する。ただし、別表第1の保険適用外料金に係る規定中「多血小板血漿（PRP）による変形性関節症治療」に係る改正については、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日規則第28号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年1月18日規則第43号）

この規則は、令和6年1月18日から施行する。

附 則（令和6年4月19日規則第2号）

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

保険適用外料金

《評価療養》

(1) 先進医療

ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術

1回につき 20,000円

ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

1回につき 28,000円

細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）

1回につき 29,000円

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律治験に係る診療で保険外併用療養費支給対象外となる料金については、第2条第1項本文に規定する料金の額を準用する。

《選定療養》

(1) 特別室使用料

特別室SS 普通室の料金 1日につき 24,200円（22,000円）を加算する。

特別室SA 普通室の料金 1日につき 13,200円（12,000円）を加算する。

特別室2A 普通室の料金 1日につき 11,000円（10,000円）を加算する。

特別室1A 普通室の料金 1日につき 7,150円（6,500円）を加算する。

特別室2B 普通室の料金 1日につき 7,700円（7,000円）を加算する。

特別室1B 普通室の料金 1日につき 6,050円（5,500円）を加算する。

消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (2) 特定機能病院における定額負担額（紹介なし患者の場合）

初診時 医科 7,700円（7,000円）／ 歯科 5,500円（5,000円）

再診時 医科 3,300円（3,000円）／ 歯科 2,090円（1,900円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

《日常生活上のサービス》

- (1) 病衣貸与料 1日につき 73円（67円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (2) 洗濯料 1枚につき 66円（60円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (3) 入院セット 1組につき 2,200円（2,000円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (4) タオルセット 1組につき 1,100円（1,000円）

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

《公的保険給付と関係のない文書等》

- (1) 文書料（法令に基づき、無料で交付すべきものを除く。）

診断書料 1通につき 2,750円

死亡診断書料 1通につき 5,500円

死体検案書料 1通につき 11,000円
特殊診断書料 1通につき 6,600円
証明書料 1通につき 2,750円
特殊証明書料 1通につき 6,600円
特定疾患臨床調査個人票 1通につき
新規申請 5,500円
継続申請 2,750円
小児慢性特定疾患医療意見書 1通につき
新規申請 5,500円
継続申請 2,750円
医師意見書等（日常生活用具給付事業） 1通につき 2,750円

- (2) 診療情報の提供に係る料金
診療録等複写料（電子式複写） 1枚につき
白黒 20円
カラー 110円
X線フィルム複写料 1枚につき
半切 827円
六ツ切 377円
ホワイトフィルム複写料 1枚につき
白黒A4 429円
カラーA4 1,193円
CD-ROM複写料 1枚につき 1,100円

- (3) 生命保険等に係る医師面談料
1回30分まで 5,500円
以降30分ごとに 5,500円

《診療報酬点数表上実費徴収が可能なもの》

- (1) 薬剤容器料
1個につき 110円（100円）
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については
括弧内の料金とする。

《治療中の疾病又は負傷に対するものではないもの》

- (1) ワクチン薬剤料
購入価の100分の110に消費税額を加算した額
(2) 長時間心電図解析料
ネットワークの場合
1件につき 5,237円
郵送の場合
1件につき 5,761円
(3) アスベスト外来検診料 5,237円
(4) セカンドオピニオン外来
1時間まで 16,500円
以降30分ごとに 8,250円
(5) 遺伝相談料
初回 11,000円
2回目以降 5,500円
(6) PET-CT検査

- 1 回につき 95,332 円
- 1 回につき 85,800 円 (団体契約の場合)
- 血液検査(腫瘍マーカー)を含む場合
- 1 回につき 102,665 円
- 1 回につき 92,400 円 (団体契約の場合)
- (7) 新生児聴覚スクリーニング
 - 1 回につき 6,094 円
- (8) 拡大新生児スクリーニング検査 1 回につき 11,000 円
- (9) 出生前診断遺伝相談料
 - 初回 11,000 円
 - ただし、他院での相談を経て本院に紹介された場合は 5,500 円
 - 2 回目以降 5,500 円
- (10) プレコンセプションケア外来相談料
 - 初回 11,000 円
 - 2 回目以降 5,500 円

《美容形成》

- (1) Q スイッチ付アレキサンドライトレーザー治療

治療面積	1 cm ² 以下	1 回につき	8,140 円
治療面積	9 cm ² 以下	1 回につき	12,320 円
治療面積	25 cm ² 以下	1 回につき	17,270 円
治療面積	100 cm ² 以下	1 回につき	27,280 円
治療面積	200 cm ² 以下	1 回につき	42,350 円
治療面積	300 cm ² 以下	1 回につき	57,420 円
治療面積	400 cm ² 以下	1 回につき	72,490 円
治療面積	400 cm ² 超	1 回につき	91,520 円
扁平母斑	1 回につき		8,800 円

(注) 料金算定にあたっては、顔面、頸部、各上肢、胸腹部、背部、臀部、各下肢のそれぞれの部位ごとに所定料金を算定するものとする。

 - 試験照射 1 回につき 1,320 円
- (2) ケミカルピーリング
 - 1 回につき 5,500 円
- (3) ビタミンCイオン導入
 - 1 回につき 4,950 円
- (4) ケミカルピーリング+ビタミンCイオン導入
 - 1 回につき 9,130 円
- (5) トラネキサム酸イオン導入
 - 1 回につき 4,950 円
- (6) トラネキサム酸イオン導入+ビタミンCイオン導入
 - 1 回につき 8,690 円
- (7) ケミカルピーリング+トラネキサム酸イオン導入
 - 1 回につき 9,130 円
- (8) ケミカルピーリング+トラネキサム酸イオン導入+ビタミンCイオン導入
 - 1 回につき 13,530 円
- (9) エレクトロポレーション法
 - 1 回につき 9,219 円
- (10) 色素レーザー複合治療

治療面積	10 cm ² 以下	1 回につき	7,150 円
治療面積	25 cm ² 以下	1 回につき	9,900 円
治療面積	100 cm ² 以下	1 回につき	16,500 円
治療面積	200 cm ² 以下	1 回につき	33,000 円
治療面積	300 cm ² 以下	1 回につき	49,500 円
治療面積	400 cm ² 以下	1 回につき	66,000 円
治療面積	400 cm ² 超	1 回につき	82,500 円

(注) 料金算定にあたっては、顔面、頸部、各上肢、胸腹部、背部、臀部、各下肢のそれぞれの部位ごとに所定料金を算定するものとする。

(11) フラクショナルレーザー治療

治療面積	25 cm ² 以下	1 回につき	11,000 円
治療面積	50 cm ² 以下	1 回につき	16,500 円
治療面積	100 cm ² 以下	1 回につき	33,000 円
治療面積	150 cm ² 以下	1 回につき	49,500 円
治療面積	200 cm ² 以下	1 回につき	66,000 円
治療面積	250 cm ² 以下	1 回につき	82,500 円
治療面積	250 cm ² 超	1 回につき	99,000 円

(注) 料金算定にあたっては、頭頸部、各上肢、胸腹部、背部、臀部、各下肢のそれぞれの部位ごとに所定料金を算定するものとする。

(12) 脂肪冷却溶解用セット

1 組 14,850 円

(13) 色素レーザー照射療法

治療面積	10 cm ² 以下	1 回につき	7,150 円
治療面積	25 cm ² 以下	1 回につき	9,900 円
治療面積	100 cm ² 以下	1 回につき	16,500 円
治療面積	200 cm ² 以下	1 回につき	33,000 円
治療面積	300 cm ² 以下	1 回につき	49,500 円
治療面積	400 cm ² 以下	1 回につき	66,000 円
治療面積	400 cm ² 超	1 回につき	82,500 円

(注) 料金算定にあたっては、顔面、頸部、各上肢、胸腹部、背部、臀部、各下肢のそれぞれの部位ごとに所定料金を算定するものとする。

(14) 炭酸ガス (CO₂) レーザー治療

ほくろ	1 個	9,900 円
脂漏性角化症	1 箇所 (1 cm ² まで)	9,900 円
アクロコルドン	1 箇所 (10 個まで)	9,900 円

《歯科領域》

(1) 歯科領域の諸料金 別表第 2、第 3、第 4 及び第 5 のとおり

《産科領域》

(1) 分娩介助料

1 回 200,000 円

1 児を超えるときは、1 児増すごとに 132,000 円

ただし、分娩終了時刻が診療時間 (平日の 8 時 30 分から 17 時まで) 外の場合は、1 回 234,000 円

1 児を超えるときは、1 児増すごとに 152,400 円

(2) 新生児管理保育料 (1 日につき) 7,200 円

(3) 妊婦検診料 3,000 円

- (4) 産後健診料 5,000 円
 - (5) 先天性代謝異常検査のための採血料 3,520 円
 - (6) 母乳外来
 - 1 時間まで 2,200 円
 - 以降 30 分ごとに 1,100 円
 - (7) 避妊処置料
 - 子宮内避妊器具挿入 22,000 円
 - 子宮内避妊器具抜去 8,800 円
 - (8) ヒト体外受精胚移植法手術料
 - 卵子凍結保存料 (1 年間) 5 個まで 53,020 円
 - 卵子凍結保存料 (1 年間) 6 個から 10 個まで 72,710 円
 - 卵子凍結保存料 (1 年間) 11 個以上 92,400 円
 - 卵子凍結保存延長料 (1 年間) 15,620 円
 - 凍結卵子融解料 (1 回につき) 32,560 円
 - 精子凍結保存料 (1 年間) 42,350 円
 - 精子凍結保存延長料 (1 年間) 15,620 円
 - 凍結精子融解料 (1 回につき) 5,390 円
 - (9) 染色体検査
 - 羊水染色体分析 (1 胎) 1 回につき 66,000 円
 - R a p i d F I S H 付羊水染色体分析 (1 胎) 1 回につき 99,000 円
 - C V S 染色体分析 (1 胎) 1 回につき 66,000 円
 - R a p i d F I S H 付 C V S 染色体分析 (1 胎) 1 回につき 99,000 円
 - 流死産絨毛・胎児組織染色体分析 (1 胎) 1 回につき 66,000 円
 - (10) 超音波検査 (不妊治療) 1 回につき 1,540 円
 - (11) 妊娠と薬外来相談料
 - 1 回 45 分まで 8,250 円
 - 以降 15 分ごとに 2,750 円
 - (12) 子宮内膜着床能関連検査
 - 子宮内膜着床能検査 (E R A) 初回 132,000 円
 - 子宮内膜着床能検査 (E R A) 2 回目以降 1 回につき 110,000 円
 - 子宮内マイクロバイオーム検査 (E M M A) 1 回につき 56,629 円
 - 感染性慢性子宮内膜炎検査 (A L I C E) 1 回につき 45,731 円
 - ただし、子宮内膜着床能検査、子宮内マイクロバイオーム検査及び感染性慢性子宮内膜炎検査を同時に行う場合は、1 回につき 165,000 円
 - (13) がん生殖医療カウンセリング料
 - 1 回 (30 分までの場合) 5,280 円
 - 1 回 (30 分を超える場合) 10,560 円
 - (14) 胎児超音波スクリーニング検査 1 児 1 回につき 4,950 円
 - (15) 羊水採取料 1 回につき 35,900 円
- 《特殊な治療等》
- (1) 調理実習料
 - 1 人につき 900 円
 - (2) MR ガイド下集束超音波手術
 - 子宮筋腫に対する治療 1 回目 550,000 円
 - 2 回目 275,000 円
 - (3) はり、きゅう

- 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 2,200円
 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 3,300円
- (4) エンゼルケア（死後の処置） 5,500円
 （病理解剖の場合は除く）
- (5) 乳輪・乳頭部の色調再建術 1回につき 31,900円
- (6) 画像ガイド下経皮的ラジオ波凝固療法
 1回につき 165,000円
- (7) 画像ガイド下経皮的凍結療法
 1回につき 580,800円
- (8) ¹¹C-メチオニンPET/CT検査
 1回につき 57,200円
- (9) リンパ管造影検査 1回につき 12,711円
- (10) 多血小板血漿（PRP）を用いた組織修復 1回につき 84,129円
- (11) 多血小板血漿（PRP）による変形性関節症治療 1回につき 73,000円
- (12) がん遺伝子検査料
- | | | |
|----------------------|-------|----------|
| P5がんゲノムレポート | 1回につき | 506,000円 |
| 検体組織の状態等に起因する検査中止の場合 | 1回につき | 126,500円 |
| P5がんゲノムレポート(MSI検査付) | 1回につき | 586,652円 |
| 検体組織の状態等に起因する検査中止の場合 | 1回につき | 126,500円 |
| P5がんゲノムレポートプラス | 1回につき | 968,000円 |
| 検体組織の状態等に起因する検査中止の場合 | 1回につき | 126,500円 |
| ACTOnco+ | 1回につき | 620,400円 |
| 検体組織の状態等に起因する検査中止の場合 | 1回につき | 24,200円 |
- (13) 感染症対応遺体収納袋（一式） 8,360円
- (14) 外部機関等に委託して実施する検体検査
 検査費の額の100分の110に消費税額を加算した額
- (15) 新型コロナウイルス感染症における特例承認薬（中和抗体薬）投与に係る手技料
 等 1回につき 3,100円
- (16) エンゼルボックス 1組につき
- | | |
|----|--------|
| 小 | 990円 |
| 中 | 1,760円 |
| 大 | 1,980円 |
| 特大 | 4,290円 |
- (17) エンゼルセット 1組につき 1,210円
- (18) バイオハザード対応遺体収納袋 1枚につき 14,080円
- (19) 頭皮冷却療法 1回につき 11,000円
- (20) 集束型体外衝撃波治療
- | | |
|-------------------|---------|
| 1回 | 11,000円 |
| 1回（X線検査を同時に行う場合） | 13,500円 |
| 1回（CT検査を同時に行う場合） | 22,000円 |
| 1回（MRI検査を同時に行う場合） | 26,000円 |
- (21) リンパ浮腫ケア外来
- | | |
|---------|--------|
| 1回（30分） | 2,200円 |
| 1回（60分） | 4,400円 |

別表第2（第2条関係）
 保険適用外の料金

区 分	金 額
	円
<u>予防歯科</u>	
検査料	
口臭検査料（ガスセンサー、官能検査）	842
口臭ガスクロマト検査料	5,159
<u>保存科</u>	
鑄造歯冠修復料（インレー、アンレー）	
貴金属	37,510
チタン	25,300
ハイブリッドセラミック	31,350
陶材	35,200
硬質レジン	29,590
隣接面加算料（1面）	10,785
咬頭被覆料	12,597
処置料	
漂白処置料	6,683
歯の挺出	
磁性アタッチメント応用法	29,338
ノンフィラー型接着性レジン応用法	7,599
歯根分割後の分離処置	45,545
GTR法（選択加算）	
膜（吸収性膜を含む）	29,977
歯周組織誘導剤	35,461
審美	
歯の漂白（生活歯に限る。） 1歯単位	3,850
歯の漂白（ホームブリーチ） 1口腔単位 （診断料、1週間分の薬剤料含む。）	16,940
歯の漂白（ホームブリーチ）延長料 （観察料、1週間分の薬剤料含む。）	5,390
ホームブリーチ3DS用トレー 1個につき	4,400
<u>補綴科（橋体部も含む。）</u>	
支台築造料	
貴金属	16,060
チタン	10,670
ファイバー	10,560

全部鑄造冠料	
貴金属	53,790
チタン	28,710
前装冠料	
硬質レジン前装冠	
貴金属	60,060
チタン	51,260
オール硬質レジン	46,090
ハイブリッドセラミック冠	
貴金属	66,110
チタン	51,260
オールハイブリッド	52,140
陶材冠	
貴金属	81,750
チタン	51,260
オール陶材	57,970
仮義歯料	
全部床	113,021
9～14歯欠損床	97,103
1～8歯欠損床	81,467
アタッチメント・テレスコープ設計料（1装置）	59,337
金属アレルギー検査料（1試料分）	3,399
有床義歯科	
金属床義歯（維持装置等を含む。）	
12～14歯欠損床	
白金加金	336,971
金合金	322,399
特殊合金	209,585
チタン合金	301,127
9～11歯欠損床	
白金加金	287,403
金合金	272,181
特殊合金	198,209
チタン合金	250,910
5～8歯欠損床	
白金加金	239,322
金合金	224,095

特殊合金	187,099
チタン合金	216,049
1～4 歯欠損床	
白金加金	190,513
金合金	175,617
特殊合金	168,891
チタン合金	167,083
レジン床義歯（人工歯は含むが、維持装置等は含まない。）	
9～14歯欠損	178,163
1～8 歯欠損	141,737
特殊義歯科（維持装置等を含む。）	
全部床	187,864
9～14歯欠損床	151,427
1～8 歯欠損床	133,430
軟質裏装材によるリベース料	55,000
軟質裏装義歯（レジン床）	
全部床	200,445
9～14歯欠損床	160,799
1～8 歯欠損床	126,211
鑄造バー	
白金加金	31,391
金合金	29,668
特殊合金	36,080
チタン合金	133,870
鉤	
鑄造鉤	
白金加金	25,765
金合金	25,251
特殊合金	23,031
チタン合金	26,875
屈曲鉤	
白金加金	19,542
特殊合金	18,715
フック・スパー、スティー・レスト料	
鑄造フック・スパー、スティー・レスト	
白金加金	16,913
金合金	16,479

特殊合金	14,619
チタン合金	16,515
屈曲フック・スパー、スティー・レスト	
白金加金	11,727
臼歯金属歯料	
白金加金	20,883
金合金	20,449
金パラ銀合金	19,149
チタン	20,165
特殊合金	20,087
テレスコープクラウン	
白金加金	95,269
金パラ銀合金	89,471
特殊義歯修理料	43,560
ラミネートベニア	61,950
金属スプリント（接着性、可撤式を含む。）	
白金加金	243,607
チタン	222,399
その他の合金	165,759
磁性アタッチメント（根面キャップ料は別に算定）	46,849
インプラント仮封冠（1歯分）	11,245
インプラント関連補綴料	
インプラント補綴設計料（1人工歯根につき）	87,501
人工歯、アタッチメント （アバットメントを含む。）	使用材料の購入価格に 100分の110を乗じた額
<u>口腔外科</u>	
根端充填料	2,183
便宜抜去	
前歯	1,733
臼歯	3,005
難抜歯	5,315
埋伏歯	11,550
下顎完全埋伏智歯（骨性）	12,707
下顎水平埋伏智歯	12,707
歯の移植術（歯根完成歯）	20,741
歯の移植・再植に係る根管治療・管理及び予後判定	22,135
上顎洞底挙上術	

上顎洞底挙上術（口腔内片側）	68,565
上顎洞底挙上術（口腔内両側）	99,643
上顎洞底挙上術（口腔外両側）	184,212
G B R（骨誘導再生法） 2本まで	25,520
G B Rチタンメッシュ使用加算 1本につき	13,530
矯正用アンカーインプラント埋入術	21,560
インプラント材使用加算	
アンカープレート 1枚当り	20,790
アンカースクリュウ 1本当り	4,620
矯正用アンカースクリュウ埋入術	24,200
インプラント材使用加算	
アンカースクリュウ 1本当り	4,620
<u>小児歯科</u>	
保隙料	
診断料	7,751
検査料	9,359
装置料	
単純可撤式（片）	21,345
複雑可撤式（片）	27,331
バンド・ループ	13,613
クラウン・ループ	14,482
クラウン・ループ（鑄造）	
金パラ銀合金	44,565
クラウン・ディスタル・シュー	20,449
クラウン・ディスタル・シュー（鑄造）	
金パラ銀合金	54,759
リングルアーチ型	21,203
調整料	
単純	2,289
複雑	5,479
定期観察料	10,601
小児定期観察料	
簡単な検査を含む。	4,959
主に口腔内検査	2,289
歯列誘導料	
診断料	19,369

検査料	20,407
装置料	
単純	22,267
複雑(1)	28,945
複雑(2)	44,381
保定	18,075
異所萌出誘導処置	9,815
調整料	
単純	2,487
複雑	7,955
経過観察料 (複雑)	6,279
経過観察料 (単純)	1,100
歯列誘導相談料	4,845
<u>歯科放射線科</u>	
CT検査	17,635
多層断層撮影	7,139
MRI検査	21,381
CT画像再構築処理	13,090
診療情報の提供に係る料金	
頭部X線規格撮影：セファログラフィ (デジタル画像)	4,730
X線画像複製料 (デジタル画像)	2,200
パノラマ撮影 (デジタル画像)	4,620
頭部単純撮影 (デジタル画像)	4,730
<u>矯正科</u>	
相談料	4,845
基本検査料	80,173
補足検査料	82,593
特殊検査料	
形態検査	
コンピュータ解析検査	4,907
顔貌形態予測	11,695
機能検査	
顎運動機能検査	33,460
セットアップモデル	41,757
診断料	31,469
基本施術料	168,545
基本施術料 (小数歯)	59,189

装置料	
舌側弧線装置（片顎）	38,500
唇側弧線装置（片顎）	33,455
全帯環式矯正装置（片顎）	90,649
ダイレクトボンディング装置（片顎）	
金属ブラケット	90,718
プラスチックブラケット	91,850
セラミックブラケット	102,975
NiTi使用加算（片顎1回限）	8,113
セクショナルアーチ（8歯以下）（片顎）	49,955
インダイレクトボンディング装置（片顎）	108,689
機能的顎矯正装置	62,421
機能的顎矯正装置（拡大ネジ付）	71,981
床矯正装置（片顎）	40,081
拡大床矯正装置（片顎）	46,565
Wタイプ拡大装置	50,275
急速拡大装置	51,761
急速拡大装置（スケルトン型）	51,521
ヘッドギアー	38,635
チンキャップ	31,579
前方牽引装置	
マスクタイプ	48,645
ホルンタイプ	51,070
ホールディングアーチ	33,501
リップバンパー	32,769
タングクリブ（可撤・固定）	43,465
スライディングプレート	29,730
オーラルスクリーン	22,481
ダイナミックポジショナー	65,125
ヘッドギアー付ダイナミックポジショナー	75,449
可撤式保定装置（片顎）	39,939
固定式保定装置（片顎）	30,531
FSWリテーナ	16,740
リングルブラケット	255,090
パラタルバー	32,670
咬合力検査	11,000
調節料	6,091

観察料	3,875
転医資料料	17,945
口腔衛生指導料	5,725
装置修理料（共通）	各装置料の50%
<u>インプラント材植立料（共通）</u>	
相談料	2,299
基本検査料	9,275
基本検査料（デジタル画像）	10,370
顎骨精密検査・植立可否診断	
基本診療料	707
顎骨精密検査・植立可否診断 （選択加算）	
紹介状作成	3,351
X線検査（大判4枚）	16,850
X線検査（パントモ1枚）	5,509
ステント作成・調整料	
1～6歯	11,365
7～10歯	13,675
11歯以上	19,453
診断用ベアリングを加えた場合（加算）	
1～6歯	3,141
7～10歯	5,237
11歯以上	7,332
診断用ワックスアップ	
1歯	6,410
1歯増す毎に	4,283
（矯正を伴う）セットアップモデル	
1～6歯	6,745
7～10歯	9,055
11歯以上	10,789
直接顎骨診査料（測定用釘打ち込み）	22,617
機能訓練用・診査料義歯作成	80,577
インプラント材植立（一次手術）	
基本診療料	707
インプラント材植立料（一次手術）	
1本目（選択）	
インプラント材定価 25,000円未満	141,113

インプラント材定価 25,000円以上30,000円未満	143,423
インプラント材定価 30,000円以上	146,885
複数本数埋入加算（2～6本まで、1本当たり）	
インプラント材定価 25,000円未満	40,489
インプラント材定価 25,000円以上30,000円未満	42,799
インプラント材定価 30,000円以上	46,261
複数本数埋入加算（7～10本まで、1本当たり）	
インプラント材定価 25,000円未満	46,299
インプラント材定価 25,000円以上30,000円未満	48,609
インプラント材定価 30,000円以上	52,071
複数本数埋入加算（11本以上1本当たり）	
インプラント材定価 25,000円未満	59,383
インプラント材定価 25,000円以上30,000円未満	61,693
インプラント材定価 30,000円以上	65,155
埋入インプラント新規使用加算（1本につき）	
インプラント埋込時、骨の緻密度などの理由により植立途中で断念、同日別のインプラントをさらに使用した場合	
インプラント材 定価25,000円未満	28,877
インプラント材 定価25,000円以上30,000円未満	31,187
インプラント材 定価30,000円以上	34,650
口腔内洗浄料	707
口腔外科後処理料	707
一次手術後観察料	707
インプラント材植立（二次手術）	
基本診療料	707
インプラント材植立料（二次手術）	21,381
治療用アバットメント使用加算（一歯当たり）	7,395
口腔内診断料	707
定期観察料	1,743
【加算項目】	
（診療行為の都度徴収）	
デジタル撮影加算（1枚当たり）	707
パノラマ撮影加算（1枚当たり）	5,509
スタディーモデル（複雑）採得加算	580
アタッチメント（アバットメントを含む。）	使用材料の購入価格に 100分の110を乗じた額

別表第3（第2条関係）

差額徴収の対象となる料金

区 分	差額徴収額
(保存科、補綴科、小児歯科領域) 鑄造歯冠修復料 白金加金又は金合金 前歯 歯冠継続歯科 白金加金又は金合金 前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表の第2章第12部第2節に定める使用材料料の点数に10円を乗じて得た額を控除した額に100分の110を乗じて得た額

別表第4（第2条関係）

保険外併用療養費に係る金属床総義歯の料金

1床当たりの価格	徴 収 額
白金加金（上顎・下顎） 410,900円	左記に定める1床当たりの価格から保険外併用療養費を控除した金額に100分の110を乗じて得た額
金合金（上顎・下顎） 386,900円	
特殊合金（上顎・下顎） 188,600円	
チタン合金（上顎・下顎） 287,800円	

別表第5（第2条関係）

保険外併用療養費に係る齶蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区 分	価 格	徴 収 額
フッ化物局所応用	2,100円 (1口腔1回につき)	左記に定める価格に100分の110を乗じて得た額